

○高岡市勤労者余暇活用センター条例施行規則

平成17年11月 1 日

規則第141号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市勤労者余暇活用センター条例(平成17年高岡市条例第163号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により、高岡市勤労者余暇活用センター(以下「センター」という。)の利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、センターの利用を許可したときは、利用許可書を交付するものとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、体育室又はトレーニング室を個人利用しようとする者については、利用料金の納付(条例第9条第3項に規定する利用回数券による納付を含む。)をもって利用の許可を受けたものとみなす。この場合において、指定管理者は、利用許可書に代えて利用券を交付するものとする。

(利用の取消し及び変更)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の取消し又は変更について許可を受けようとするときは、利用取消(変更)許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第5条 条例第10条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用料金の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めて市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 減免する額の算定に当たって、10円未満の端数を生じたときは、これを10円として計算する。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用した設備、備品等は、原状に回復し、整理整頓すること。
- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、施設設備等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けないで、物品の販売、展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 特定の政治的活動又は宗教的活動に利用しないこと。

(6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの秩序維持及び管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市勤労者余暇活用センター条例施行規則(平成15年高岡市規則第14号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日規則第203号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○高岡市ふれあい福祉センター条例施行規則等の一部を改正する規則(平成17年12月22日規則第203号)抄

(高岡市勤労者余暇活用センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第25条 この規則の施行の日の前日までに、改正前の高岡市勤労者余暇活用センター条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の高岡市勤労者余暇活用センター条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日規則第203号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に利用の許可を受けた同日以後の利用に係る使用料又は利用料金については、この規則による改正後の規定を適用する。

別表(第5条関係)

利用区分	減免率
市が主催する場合	100%

市が共催する場合	50%
市が後援する場合	30%